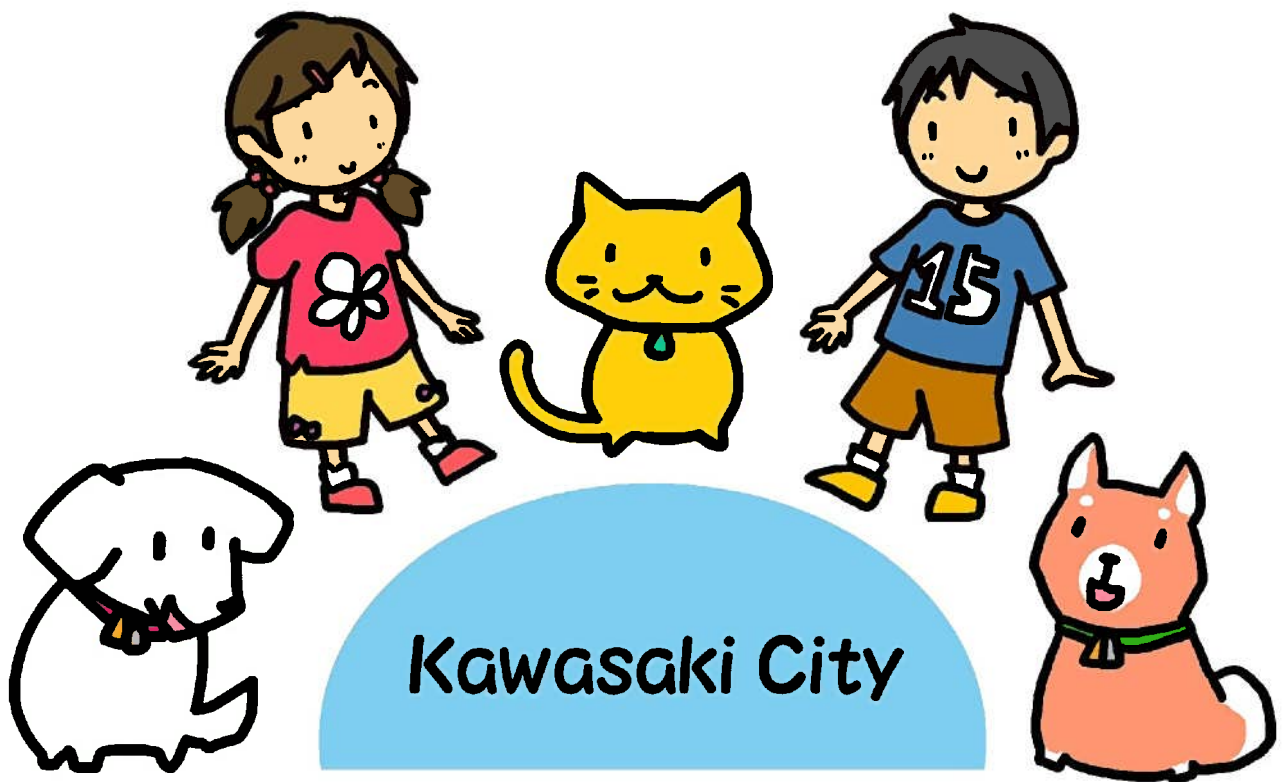


## 川崎市動物愛護センター整備基本計画



平成 27(2015)年 2 月

はじめに

～人と動物が共生する

心豊かなまちを目指して～



少子高齢化、世帯人数の減少に伴い、川崎市においても犬や猫などの動物を飼う家庭が増えており、これらの動物は、様々な形で潤いと喜びを与えてくれる存在として、飼い主にとってかけがえのないものとなっています。

一方、動物の飼養を安易に考える人も増加していることから、不適正な飼養管理に伴う近隣への迷惑行為などの問題も発生しており、動物の遺棄や虐待は社会問題ともなっています。

このような社会情勢の中、今後の動物行政が目指すべきは「動物の適正管理とともに、動物愛護の普及啓発を図り、人と動物が共生する地域社会の実現」であり、動物愛護センターについては、その具体的な取り組みを実践する拠点として整備の検討を行ってまいりました。

検討の経過といたしましては、平成22年度から庁内の検討委員会や外部有識者会議において検討を行い、平成26年10月に、計画地を踏まえた施設整備の基本的な方向性や主な機能等について「川崎市動物愛護センター整備における基本方針（以下「基本方針」という。）」に取りまとめました。本計画は、この「基本方針」に基づき、動物愛護センターで行う主な事業、必要な諸室等、具体的な整備内容を明らかにするものです。

今後、本計画に基づき、動物愛護センターは「動物を通じて、誰もが集い、憩い、学べる交流施設」として、多様な主体と連携・協働し、「いのちを学ぶ場」・「いのちをつなぐ場」・「いのちを守る場」としての役割を發揮できるように整備してまいります。そして、動物を通じて人々の笑顔があふれ、幸せを感じることができる「最幸のまち」、命を大切にし、やさしさあふれる「人と動物が共生する心豊かなまち」を目指してまいりたいと考えております。

なお、動物愛護センターの整備にあたりましては、多くの市民の皆様や関係機関の方々から貴重な御意見、御提言を頂きました。心から感謝いたしますとともに、貴重な御意見、御提言を参考にさせていただきながら、引き続き、整備を進めてまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

平成27年2月

川崎市長

福田紀彦

## 目次

---

1	基本計画について	1
2	川崎市の動物行政の執行体制	1
3	整備における基本的な考え方	2
	(1) 目的等	2
	(2) 動物愛護センターの基本的なコンセプト	2
	(3) 動物愛護センターで行う事業	3
	(4) 整備運営形態	5
	(5) 開館日	5
4	施設計画	6
	(1) 計画地の概要	6
	(2) 立地に関する法令上の制限と建築可能範囲	8
	(3) 施設整備に係るコンセプト	9
	(4) ゾーニング計画	10
	(5) 主な諸室	11
	(6) 環境配慮計画	13
	(7) ユニバーサルデザインの導入	14
5	今後の施設整備スケジュール	15

# 1 基本計画について

この計画は、外部有識者会議の「川崎市動物愛護センター懇談会報告書」（平成25(2013)年3月）「川崎市における動物行政の方向性と動物愛護センターのあり方」（平成26(2014)年3月）「川崎市動物愛護センター整備における基本方針」（平成26(2014)年10月）に基づき、川崎市動物愛護センター（以下、「動物愛護センター」という。）の整備方針や運営方針、施設規模、施設の機能を踏まえた必要諸室等、具体的な整備について検討し策定しました。

現在の動物愛護センターは昭和49(1974)年に、高津区蟹ヶ谷に犬・猫の収容返還処分施設として開設しましたが、社会情勢の変化により、動物愛護と適正な取扱いに関する普及啓発の拠点施設としての機能が求められています。その機能の変化に伴い限られたスペース内で業務を行っていますが、建設後40年が経過し、施設や設備の老朽化、狭あい化等により十分にその役割を発揮しづらい状況となっているため、中原区上平間に移転し、地域に開かれた親しみやすい施設として「人と動物が共生する社会の実現」を目指し、本市の動物行政の中核施設としての役割を果たせるよう、本計画に基づき、設計等の整備計画を進めてまいります。

# 2 川崎市の動物行政の執行体制

動物行政に関する法令としては、「狂犬病予防法」「動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動物愛護管理法」という。）」「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、「鳥獣保護法」という。）」などがあり、具体的な業務の執行については、健康福祉局健康安全部生活衛生課（以下、「生活衛生課」という。）、動物愛護センターや各区役所が連携しつつ、以下のような適切な役割分担を行いながら、必要に応じてボランティアや動物病院等の協力を得て取組を進めています。

## ■生活衛生課

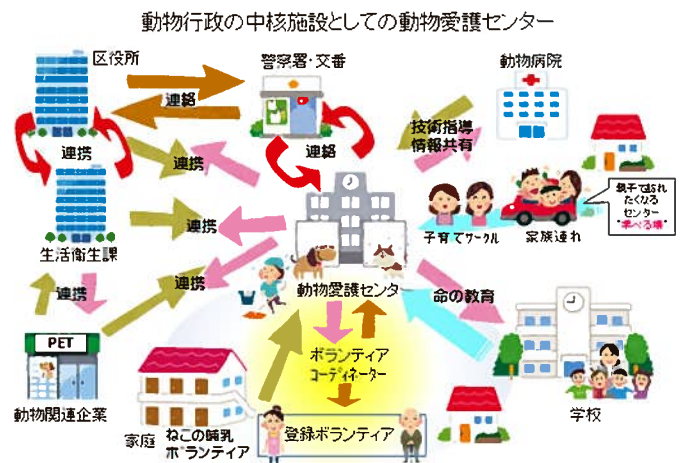
企画調整業務、広報・啓発関係業務、国や他都市との連絡調整、法制関係業務を執行しています。

## ■動物愛護センター

動物行政の具体的な取組を实践する中核施設として、多様な主体と連携し、動物愛護の普及啓発や動物の保護・収容・返還・譲渡等を行い動物の適正飼養の推進を図りながら関係法令業務を遂行しています。

## ■各区役所

区役所は各区における動物行政の活動拠点として重要な位置を占めており、各地域で実施される普及啓発活動の支援や動物愛護と適正飼養の普及啓発を図るとともに、動物に起因する生活環境被害等の相談に対応し、地域課題の解決のための支援を実施しています。近年、増加傾向にある高齢者が飼養するペットの相談については、庁内外の関係機関と連携し支援を実施しています。加えて、ペットクラブ等の飼い主を主体とした地域コミュニティの支援も実施しています。





### 3 整備における基本的な考え方

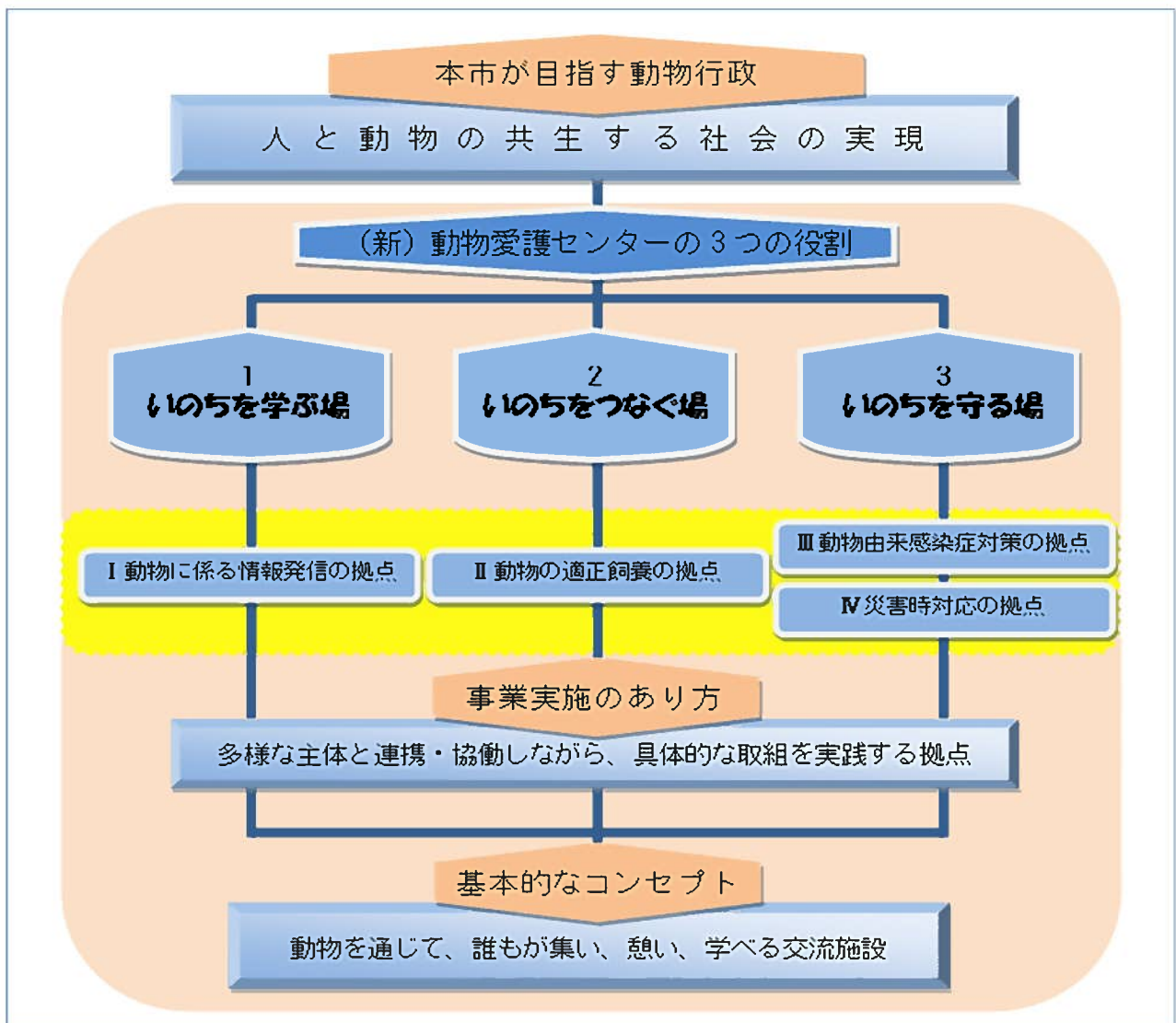
#### (1) 目的等

施設の目的	動物の適正管理と、動物愛護の普及啓発を図り、人と動物の共生する社会の実現を目指し、多様な主体と連携し具体的な取組を実践する。
取り扱う動物	主に犬や猫などの家庭動物
施設利用者	動物の飼い主、飼養希望者、ボランティア、動物愛護団体、児童、生徒、大学生、動物病院、動物取扱業者等の他多くの市民等

#### (2) 動物愛護センターの基本的なコンセプト

人と動物の共生する社会の実現を図るための中核施設として、動物愛護センターは、「いのちを学ぶ場」、「いのちをつなぐ場」、「いのちを守る場」としての役割を担い、下記の4つの機能を果たすため、多様な主体と連携・協働しながら具体的な取組を実践する拠点とし、『動物を通じて、誰もが集い、憩い、学べる交流施設』として整備を行います。

- |                  |               |
|------------------|---------------|
| I 動物に係る情報発信の拠点   | II 動物の適正飼養の拠点 |
| III 動物由来感染症対策の拠点 | IV 災害時対応の拠点   |



### 3 整備における基本的な考え方

#### (3) 動物愛護センターで行う事業

動物愛護センターで実施する主な事業について、3つの役割に分けて整理しました。なお、当該事業の実施には、ボランティア、動物愛護団体、獣医師会及び区役所等多様な主体との連携・協働が必要となります。

#### ■いのちを学ぶ場

I 動物に係る情報発信の拠点		
動物愛護普及啓発事業	動物愛護教室	小学生等を対象に、命の大切さを実感し、優しさや思いやりの心を育むための啓発を行います。動物愛護センターに収容されている動物を身近に感じることで、動物に対する親しみや、命を大切にする気持ちを養います。
	飼育体験教室	センターで飼養する動物を実際に観察し、世話等をする飼育体験を通じて、動物の生態や飼養管理について学びます。
	実習生等の受入れ	小学生・中学生等の自由研究や職場体験、高校生・大学生等の実習やインターンシップの受入れを実施し、動物愛護や獣医学等について学んでもらいます。
	イベントの開催	動物愛護管理法に規定する動物愛護週間行事として、動物愛護フェア、動物慰霊祭等を開催し、市民の方々に動物愛護の普及啓発を実施します。
	施設見学	広く一般に施設を公開し、センターの業務や動物の適正飼養、動物愛護について説明を行います。
	情報発信	広報誌の発行やホームページ、リーフレットの配布を行い、動物の適正飼養や動物愛護に係る普及啓発を行います。
	その他	展示・学習コーナーでは、動物に関する絵本や啓発図書等を自由に閲覧、視聴できるオープンスペースとし、パネル展示などを行います。また、児童・生徒等の作品等の展示を行います。

#### ■いのちをつなぐ場

II 動物の適正飼養の拠点		
適正飼養推進事業	譲渡前・譲渡時講習会	飼養希望者への講習会を実施し、適正飼養の啓発を行います。
	犬のしつけ方教室	市民を対象に犬の「しつけ方」を学ぶ教室を開催します。
	動物に関する相談	飼い方相談、迷子の動物に係る相談等、動物に関する相談等に適切に対応します。
	野良猫の不妊去勢手術等	獣医師会や動物愛護団体等と連携し、繁殖制限の更なる普及啓発や動物愛護センターにおいて不妊去勢手術を実施します。
動物の保護収容事業	飼養管理	保護収容した動物は、健康面、衛生面、動物の習性等に配慮し、動物種ごとに適した環境で飼養管理を行います。離乳前の子猫の保護があった場合にも、できる限り職員やボランティアが哺乳し、譲渡可能な状態まで育てます。譲渡時には原則として不妊・去勢手術を実施します。
	健康管理	動物の収容時には、検疫室にて健康状態の把握、外部寄生虫の駆除等を実施し、健康診断等を行った後に動物種ごとの適切な収容室で健康管理を行います。また、群管理の考えを取り入れた健康管理方法により、部屋を細分化し、感染症のまん延を防止するとともに、必要な措置を実施します。

### 3 整備における基本的な考え方

動物の返還事業	返還率の向上	収容動物は、ホームページ等に公開し、飼い主への返還を図ります。収容時には写真撮影、特徴、年齢、迷子札の有無の確認、マイクロチップリーダーによる読取りを実施します。
	飼い主への指導	飼い主に対しては、動物の逸走を繰り返さないような適正飼養の指導を実施します。また、迷子札やマイクロチップの装着等、所有明示について助言を行います。
動物の譲渡事業	譲渡へ向けた取り組み	収容動物のうち、家庭動物として飼養可能と判断した動物について、譲渡に向け様々な取組を実施します。動物が新しい飼い主とのコミュニケーションが図れるようボランティアと協働し、犬のしつけや訓練を実施します。猫は、屋内飼養に適応するようしつけるとともに、人に馴れるようにふれあい等を実施します。 なお、専用の行動観察室で家庭の雰囲気再現した諸室を設け、飼養希望者と動物との相性等のマッチングを行います。
	団体への譲渡	新たな飼い主を見つける活動を行う団体や個人を対象に、収容動物の譲渡を実施します。
	譲渡にかかるコーディネート推進	動物の譲渡希望者と飼養希望者の登録を動物愛護センターで行い、動物の譲渡にかかるコーディネートを行い譲渡支援を実施します。
	情報発信	市のホームページ等を活用し積極的に新たな飼い主を探します。
	譲渡会	定期的に譲渡会を開催し、譲渡を推進していきます。譲渡会の実施にあたっては、天候や気温に左右されず、動物の福祉に配慮して屋内開催を基本とします。
	新しい飼い主への適正飼養指導	譲渡前講習会を開催し、譲渡希望者に、動物の習性等を理解してもらい、適正飼養及び終生飼養の説明を行います。また、譲渡後に各家庭を訪問し、譲渡動物のしつけの相談等の支援を行っていきます。
	マイクロチップの推進	所有明示措置を推進するため、収容動物の返還や譲渡時に、飼い主の希望に基づきマイクロチップ挿入を実施します。
	不妊去勢手術	収容動物の譲渡時には原則として不妊去勢手術を実施します。
動物取扱業関係事業	動物取扱業者の適正化	必要に応じて各区役所保健福祉センターと共に立入検査等を実施します。
特定動物関係事業	特定動物の適正管理	特定動物の飼養許可、立入調査、指導、相談等を実施します。
鳥獣保護法関係事業	鳥獣の捕獲・飼養登録等	鳥獣捕獲許可事務・鳥獣飼養登録事務等に加え、野生鳥獣等に係る助言指導や普及啓発を実施します。



### 3 整備における基本的な考え方

#### ■いのちを守る場

III 動物由来感染症対策の拠点		
動物由来感染症対策事業	動物由来感染症に係る普及啓発	動物由来感染症に関する情報収集や情報発信を行います。また、収容動物について糞便検査等を実施します。
狂犬病予防対策事業	犬の登録と狂犬病予防注射	平時における狂犬病予防対策を推進します。犬を譲渡する際には、登録・狂犬病予防注射・鑑札及び注射済票の交付を実施します。
	犬の抑留	放れている犬の捕獲・抑留を実施します。
	狂犬病の鑑定	狂犬病が疑われる犬や咬傷事故を起こした犬を収容した際には、狂犬病の症状がないか狂犬病鑑定室で個別に管理し、鑑定を行います。
	狂犬病発生時の対応	狂犬病発生時には、動物愛護センターが中心となり、犬の捕獲、予防注射及び係留されていない犬の措置を、各区役所や関係機関と連携を図りながら的確に実施します。
IV 災害時対応の拠点		
動物に係る防災対策	被災動物の保護収容	災害発生時には、被災動物の救援活動の拠点として、負傷した被災動物等の保護・収容を実施します。
	物品の備蓄等	動物救護に必要な物品の備蓄や支援物資の受入れ等を行います。
	飼い主への普及啓発	動物の飼い主が災害時に適切な対応ができるよう、平時から動物のしつけ、所有明示、健康管理、必要な物品等の備蓄の必要性について普及啓発を実施します。

#### ◎多様な主体との連携・協働による取組の拠点

多様な主体との連携・協働	多様な主体が協働するプラットフォーム	ボランティア、動物愛護団体、獣医師会、動物病院、動物関連企業等多様な主体との連携協働の場として、情報交換や活動支援を実施します。
	人材育成・情報発信等	地域のボランティアが地域の実情にあわせて活動を実施できるよう、かわさき犬・猫愛護ボランティア等ボランティアリーダーを育成します。また、活動支援を実施するとともに、定期的な情報交換会、研修会等を開催します。

#### (4) 整備運営形態

動物愛護センターの業務は、動物愛護管理法、狂犬病予防法、鳥獣保護法等、法令に基づく業務に加え、動物愛護施策の推進のために行う業務等、市が直接実施すべき業務が多くあり、また、市民の生命や安全に関する健康危機管理や緊急対応に関わる業務が深く関わっておりますので、効率的で質の高い公共サービスを提供するため公設公営とします。

なお、現在も委託している施設清掃、警備、設備点検等の施設の維持管理に加え、動物の飼養管理や動物の搬送、鳥獣保護法関係の一部業務委託等にむけ今後調整を進めてまいります。

#### (5) 開館日

動物愛護センターでは、動物を通じ、憩い・集い・学べる交流施設として広く市民の皆様にご利用していただきたいと考えております。動物の愛護普及啓発を更に推進していくため、多くの市民の皆様が利用しやすい環境を整える必要があることから、土曜、日曜等の開館について検討し、体制の整備等を図ってまいります。



## 4 施設計画

### (1) 計画地の概要

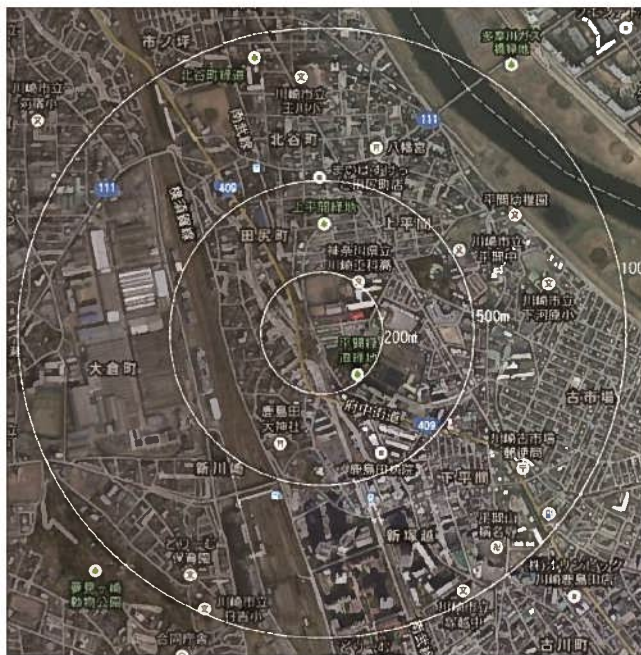
#### ■計画地の位置

川崎市中原区上平間1700番8



#### ■計画地周辺の概要

- ・ 計画地は、中原区と幸区の境に位置し、地理的に概ね市の中心部となります。
- ・ 計画地に近接して、県立川崎工科高等学校、市立平間小学校等の教育機関が立地しており、また周辺は住宅市街地が広がっています。
- ・ 計画地南西側には、川崎市上下水道局平間配水所及び平間緑道が立地しています。
- ・ 計画地の北側には JR 南武線平間駅、南側には JR 南武線鹿島田駅、JR 横須賀線新川崎駅が立地し、また、西側には JR 南武線及び国道 409 号線が縦断しています。
- ・ 計画地西側一帯は第一種住居地域、東側一帯は第一種中高層住居専用地域となり、計画地内に用途地域の境界があり、敷地の過半面積が第一種住居地域である状況です。

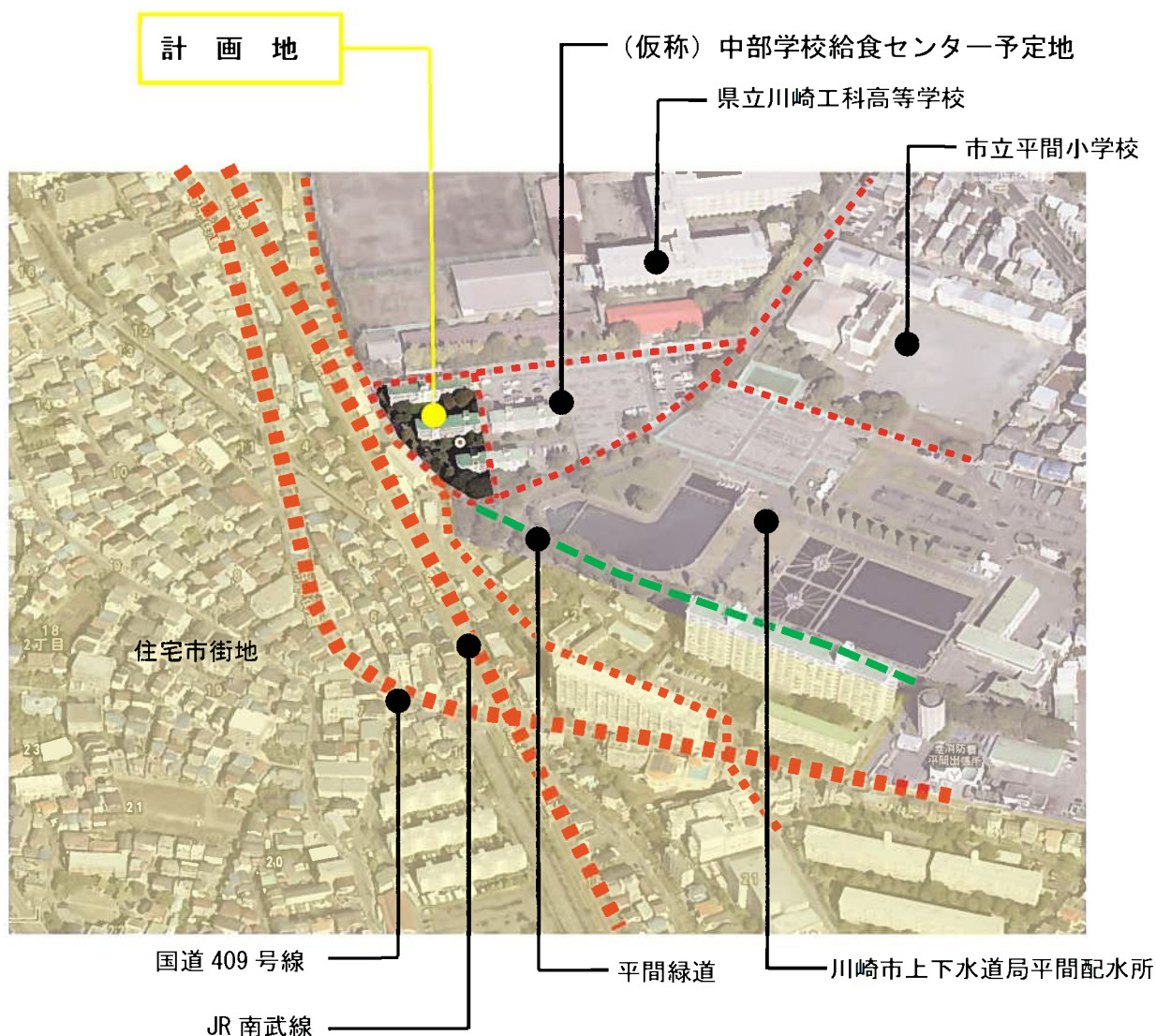


付近見取り図 (用途地域図)

## 4 施設計画

### ■立地特性

- ・計画地に近い平間駅、鹿島田駅から徒歩による来所が可能であり、国道 409 号線からのアクセスが容易であるため、交通利便性が高く、市民等が来所しやすい立地となっています。
- ・計画地の南西側には平間緑道等の歩行者空間があり、周辺住民の散策路となっています。
- ・計画地北側道路（市道上平間 80 号線）を挟み県立川崎工科高等学校、東側約 200m の位置には市立平間小学校が立地しており、計画地の西側道路（市道上平間 41 号線）及び北側道路は、市立平間小学校の通学路となっているため、施設関連車両の出入りにあたっては、通学者等への安全配慮を行う必要があります。
- ・近隣には、（仮称）中部学校給食センターの建設予定地や住宅等があり、周辺環境への配慮を行う必要があります。





## 4 施設計画

### (2) 土地に関する法令上の制限と建築可能範囲

項目	内容	
所在地	川崎市中原区上平間 1700 番 8	
敷地面積	約 2,500 m <sup>2</sup>	
防火地域	準防火地域	
用途地域	第一種住居地域	第一種中高層住居専用地域
法定建ぺい率・容積率	建ぺい率 60% 容積率 200%	建ぺい率 60% 容積率 200%
高度地区	第 3 種高度地区 (最高高さ 20m)	第 2 種高度地域 (最高高さ 15m)
日影規制 <small>※平均地盤面からの高さ 4 m の水平面における日影時間</small>	敷地境界線から 10m 以内の範囲 5 時間 敷地境界線から 10m を超える範囲 3 時間 ※高さ 10m を超える建築物に適用される	敷地境界線から 10m 以内の範囲 4 時間 敷地境界線から 10m を超える範囲 2.5 時間 ※高さ 10m を超える建築物に適用される
その他 (適用が想定される法律や条例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 川崎市建築基準条例</li> <li>・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (床面積 300 m<sup>2</sup>以上)</li> <li>・ 川崎市都市景観条例 (第 2 種高度地区で条例に基づく高さが 15m を超える建築物等)</li> <li>・ 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例</li> <li>・ 川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例 (住居系地域で高さ 10m を超える建築物)</li> <li>・ 川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例 (事業区域 500 m<sup>2</sup>以上)</li> <li>・ 川崎市福祉のまちづくり条例</li> <li>・ 川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例 (敷地面積が 1000 m<sup>2</sup>以上の公共公益施設の建設)</li> <li>・ 川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例</li> <li>・ 川崎市自転車等駐車場の附置等に関する条例</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	



## 4 施設計画

### (3) 施設整備に係るコンセプト

#### 動物の愛護と適正飼養を推進する施設

- ・動物愛護の普及啓発と動物の適正飼養に関わる具体的な取組を実践する施設としての役割を發揮するため、動物の保護管理機能の更新を図るとともに、他の動物取扱施設に対する先導的な施設として整備します。

#### 市民が親しみやすい施設

- ・交通の利便性が高く、市民等が来訪しやすい立地特性であることから、地域に開かれた交流施設を目指し、交流スペースや動物とのふれあいの場の創出を図ります。
- ・市民等が利用する空間については、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、親しみやすく暖かみのある施設計画とします。

#### 周辺の生活環境と調和する、環境にやさしい施設

##### 《周辺環境への配慮》

- ・建物は、防音、防臭、集塵等に効果のある設備機器や構造とし、周辺地域への衛生面の配慮を徹底した施設計画とします。
- ・周辺地域の景観等に調和した施設計画とします。

##### 《地球環境への配慮》

- ・地球温暖化対策やCO<sub>2</sub>排出量削減を考慮し、省エネルギー等に資する設備機器を採用するとともに、屋上緑化等の敷地内緑化を推進します。

#### 参加・協働による取組を推進する施設

- ・計画地周辺には、市立平間小学校や、県立川崎工科高等学校などの教育施設が立地していることも踏まえ、動物愛護について学べる空間の創出を図るとともに、参加・協働による動物行政を推進していくため、市民によるボランティア活動が行いやすい施設として整備します。

#### 災害時等にも適切な対応ができる施設

##### 《防災機能の設置》

- ・建物は耐震性を備え、災害用備蓄品等の保管を行うためのスペースの創出を図るとともに、太陽光発電などの再生可能エネルギーの活用や、非常用発電機、蓄電池の導入等、災害時の電源確保をはじめとした防災機能を検討します。また、非常時の連絡手段の確保や被災動物の収容・保護の必要性を考慮し整備します。



## 4 施設計画

### (5) 主な諸室

動物愛護センターのコンセプトを踏まえ、建物に必要な主な諸室や用途は以下のとおりです。  
なお、具体的な諸室等の規模については、設計等の整備計画の中で確定していく予定です。

A 市民交流部門		想定面積 約 600 m <sup>2</sup>
ボランティア活動、各種催し物、犬猫の譲渡推進等、市民協働や市民交流促進を実施する諸室		
諸室名	用途	
市民の憩いと集いのエリア	動物交流コーナー	譲渡可能な猫の行動観察や触れ合いのスペース。猫を観賞できる地域交流スペース・喫茶スペースとして活用します。
	展示・学習コーナー	動物に関する図書や児童・生徒等の作品展示を実施します。
多目的ホール・適正飼養啓発室	動物愛護教室、譲渡前・譲渡時講習会等を実施します。また、犬のしつけ方教室、飼育体験教室等動物を伴う研修会・講習会等を実施します。	
市民協働室	ボランティアや動物愛護団体等の市民活動支援を実施します。	
トリミング室	収容動物のケアやトリミングのデモを行い、適正飼養の啓発を実施します。	
行動観察室(マッチング室(犬・猫))	一般的な家庭の居室を設置し、犬又は猫の行動を見ながら新しい飼い主とのマッチング及び飼い主への指導を実施します。	

B 事務管理部門		想定面積 約 300 m <sup>2</sup>
行政事務、施設管理等を行う諸室		
諸室名	用途	
事務室・受付	来所者の受付、職員執務室	
相談室	動物に係る相談や特定動物飼養許可等の申請、動物の返還、譲渡時に市民等と面接等に使用。個人情報等の保護のため個室を確保します。	
災害用備蓄倉庫	災害用備蓄品、災害時救援物資の保管、災害時には被災動物の一時保管施設として活用します。	

C 動物保護管理部門		想定面積 約 800 m <sup>2</sup>
犬、猫、その他動物の飼養、健康管理、感染症対策等を実施する諸室		
諸室名	用途	
プラットホーム(車寄せ)	収容動物の搬入出を実施します。シャッターで遮蔽し逸走を防止します。	
検疫室	センターに収容する動物の健康状態や特徴等の確認、マイクロチップの読取り、感染症を考慮したトリアージを実施します。	
診察室	負傷した動物や、収容動物の診察、治療等を実施する部屋や検査室を設け、収容動物の健康管理やケアを実施します。	
手術室		
手術準備室		
負傷動物収容室		
レントゲン室		
検査室		
野良猫対策室	野良猫の不妊去勢手術準備、手術、術後管理を実施する部屋です。他の収容動物と交錯することなく、搬入から術後管理まで実施できるよう整備します。	
猫舎	子猫を管理する諸室、譲渡対象となる猫の収容スペース、負傷した猫を管理する諸室、飼料調整室等で構成されます。動物の日齢やワクチン接種状況により、収容する部屋を区別し、収容動物間での感染症のまん延等を防止します。	
犬舎	収容室、飼料調整室、健康管理室等の諸室で構成されます。	
洗浄滅菌室	動物に使用した器具の洗浄や滅菌を実施します。	
狂犬病鑑定室	感染症の可能性のある動物を健康な動物と分けて収容し、感染症のまん延を防止します。	
感染症制御室		



## 4 施設計画

### D その他 想定面積 約 600 m<sup>2</sup>

諸室名	用途
電気・機械室	脱臭・空調・受水槽・非常用発電等の設備室
その他	廊下・エントランス・階段等の供用部分

### E 屋外施設 想定面積 約 900 m<sup>2</sup>

施設名	用途
収容犬運動場	収容期間中に適度な運動や日光浴をさせるスペース
市民交流広場	地域の方や動物の飼い主の交流スペース
慰霊碑	動物慰霊碑の設置
来客用駐車場	来場者のための駐車スペース (普通車 15台、マイクロバス1台 福祉対応用を含む)
公用車用駐車場	公用車の駐車スペース

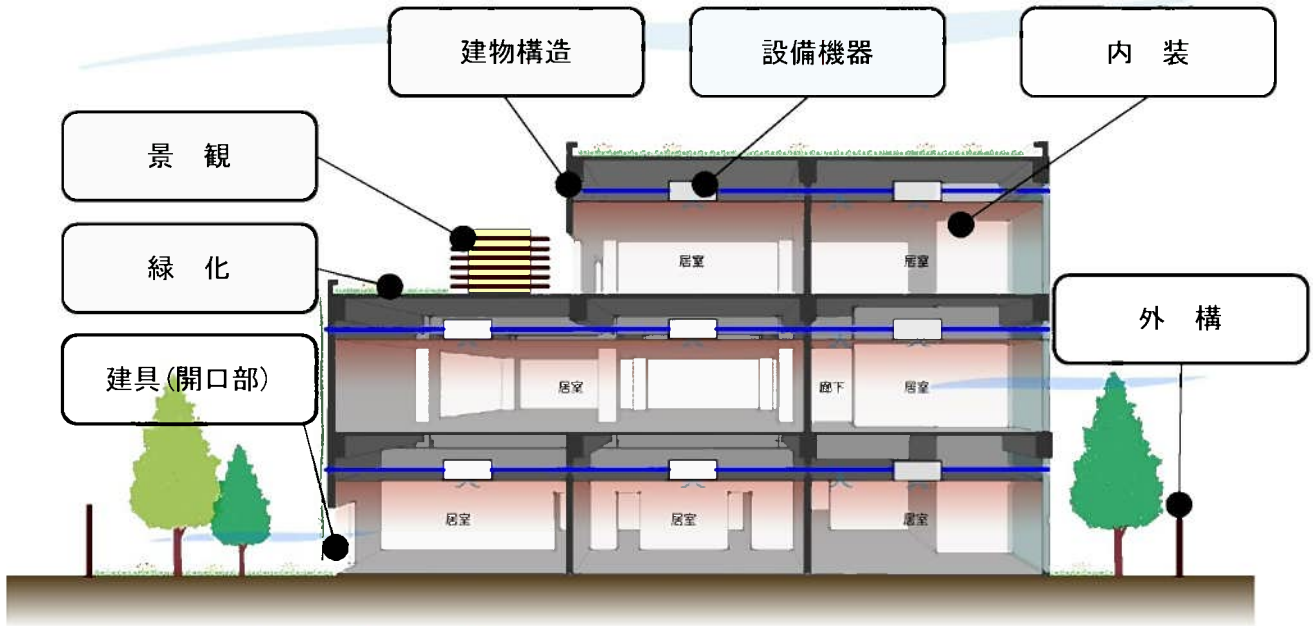
## 4 施設計画

### (6) 環境配慮計画

#### ■周辺環境への配慮

防音、防臭、集塵、逸走、衛生等の対策に効果のある建物構造、設備機器、建材等の採用により、周辺環境への配慮を徹底した計画とします。

建築物環境配慮の取組み例



※ イラストの建物は環境配慮を説明するためのイメージ図です。

#### ■建物構造

鳴き声を外部に伝えない、防音・遮音効果の高い建物構造とします。

#### ■外構

動物の逸走を防ぐためのフェンスを設置します。

#### ■設備機器

動物の臭気対策、毛などの飛散防止及び埃などの効率的な除去を行うため、脱臭・集塵機能を搭載した設備を採用します。

#### ■景観

外観は、周辺と調和した色彩とし、景観に配慮した計画とします。

#### ■内装

吸音効果に優れた材料を採用し、鳴き声等による外部への影響を軽減します。  
床材は「汚れにくい」「毛が舞いにくい」など衛生を保持しやすい材料を採用します。

#### ■緑化

敷地内の植栽や建物屋上・壁面の緑化を図ります。

#### ■建具(開口部)

防音・遮音・防犯性に優れた建具を採用します。

## 4 施設計画

### ■地球環境への配慮

地球環境保護、地球温暖化防止の観点から、環境への負荷の低減などを目的に、太陽光などの自然エネルギーの活用や、高効率な設備機器、積極的な緑化を推進します。

#### 建築物の環境配慮への取組

建築物の環境配慮への取組を推進するため、本市の建築物環境配慮制度（CASBEE川崎）Aランクを目指し計画します。

#### 地球温暖化対策への対応

地球温暖化対策を具体的に推進するため、「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例」に基づき、再生可能エネルギー源の優先的な利用を行います。また、市建築物における設計から除却までの一連のライフサイクルを捉えた環境配慮の取組みを行うため、「市建築物における環境配慮標準」に基づく検討を実施します。

#### 木材利用の推進

平成 26(2014)年 10 月に策定した「川崎市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針」を踏まえ、木材利用について検討します。


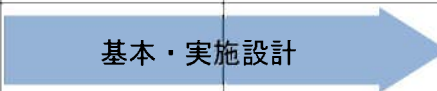
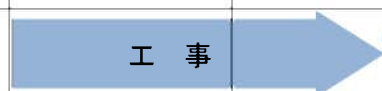

### (7) ユニバーサルデザインの導入

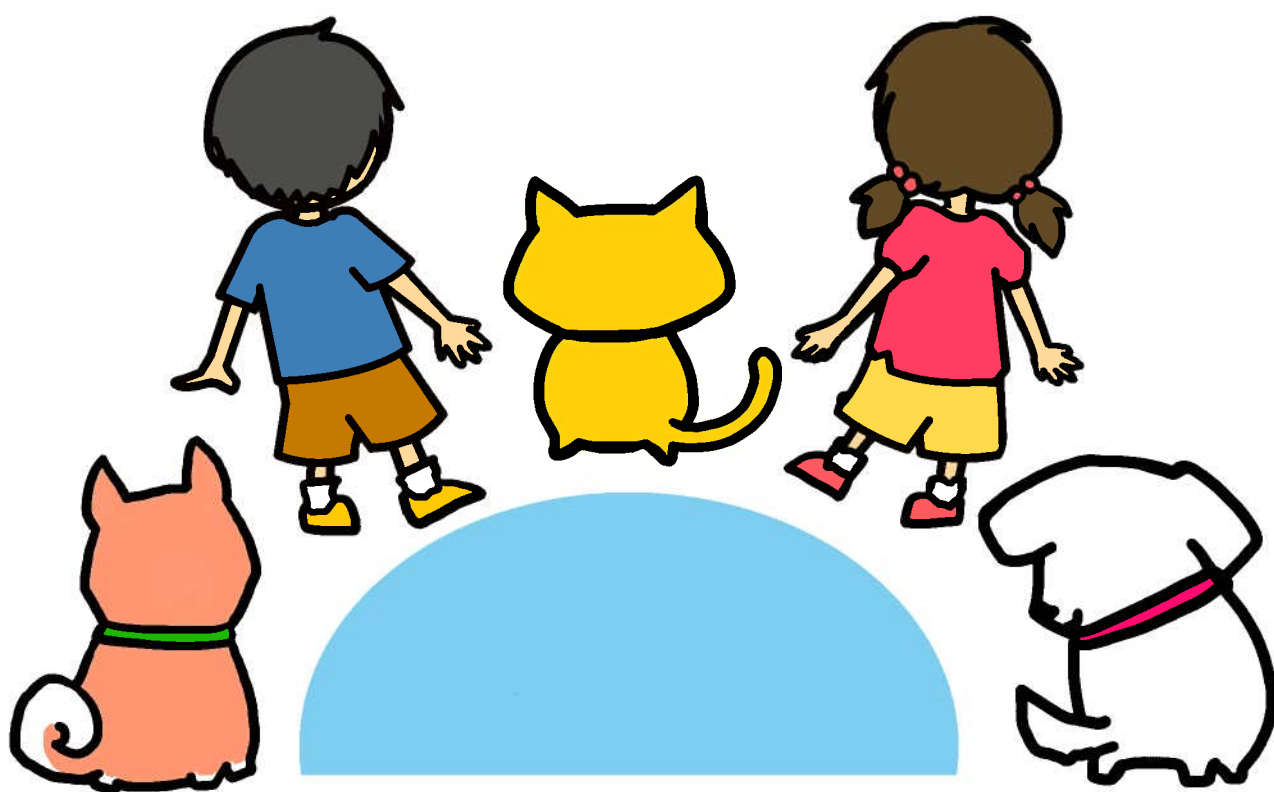
- ・「川崎市福祉のまちづくり条例」の基準を満たした施設を目指します。
- ・施設内部の出入口、廊下、階段、カウンターなどは、バリアフリーに考慮します。また、多機能トイレを設けます。
- ・市民等が多く利用する部門は、利用者の視点を考えたわかりやすい窓口配置、サイン表示等を行います。
- ・施設外部の外構については、極力段差を無くし、誰もが安全に利用できるよう整備を行います。



## 5 今後の整備スケジュール

本年度に基本計画を策定後、設計及び工事を進め、平成 30(2018)年度中の開所を目指します。

	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
基本計画					
設 計					
工事等					
条例等					川崎市動物愛護センター条例改正



**★川崎市動物愛護関連事業への寄附を募集しています★**

川崎市では、動物の適正飼養とともに、動物愛護の普及啓発を図り、人と動物の共生する社会の実現をめざすため、動物愛護センター再編整備事業を含めた動物愛護事業の推進に御賛同いただける皆様からの寄附を募っております。

詳細は 動物愛護センター（044-766-2237）までお問い合わせください。

## 川崎市動物愛護センター整備基本計画

平成27(2015)年2月

川崎市

(お問い合わせ先)

川崎市健康福祉局健康安全部生活衛生課

電話：(044) 200-2447

FAX：(044) 200-3927

E-mail：40seiei@city.kawasaki.jp